

全産連発第 181 号

令和 6 年 2 月 8 日

正会員 事務局責任者 各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会

専務理事 室石 泰弘(公印省略)

(担当：調査部 日浦)

再生肥料を製造する中間処理業者の現状把握のための  
Web 調査について(お願い)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

当連合会は、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会から別添の調査実施依頼を受け、第 69 回連合会理事会(令和 6 年 1 月 12 日)にて協議の結果、その趣旨に賛同するとして、別紙調査を実施することになりました。

つきましては、お忙しい中恐縮に存じますが、各正会員におかれましては、対象となる傘下会員へ別紙 1 および別紙 2 の周知と依頼をお願い申し上げます。

令和 6 年能登半島地震による災害に遭われた信越・北陸地域の正会員(新潟県協会、富山県協会、石川県協会、福井県協会)は、本調査への対応は不要です。心よりお見舞い申し上げます。

(別紙 1)

## 再生肥料を製造する中間処理業者の現状把握のための Web 調査

公益社団法人全国産業資源循環連合会

### 1. 本調査の目的

2050 年カーボンニュートラルに向けてサーキュラーエコノミーの動きが加速するなかで、農政分野では、令和 3 年に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」により、肥料の使用量に占める国内資源の利用の割合を 2030 年までに 40%に拡大することを目標として、肥料の国産化・安定供給確保に向けた具体的施策の検討が進められています。

今後、食品残さや下水汚泥などの有機性廃棄物由来の再生肥料については、更なる需要の拡大とともに再生製品の品質確保や安定的供給が求められるようになるため、産業廃棄物処理業者の役割や責任がなお一層重要になることが見込まれています。

一方、再生肥料を製造する産業廃棄物処理業者においては、有機系廃棄物の取扱実態や再生に係わる技術的情報などの資源循環に必要な情報が適切に共有されていないため、個々の事業者の判断で新たな政策的動きに対応せざるを得ないことが課題となっています。

産業廃棄物処理業者においては、今後、再生肥料に係る官民・動静脈一体となったサプライチェーン間の連携が課題となることから、再生肥料の製造に関する基礎的情報を把握し農政分野に対応する組織体制を整備することが重要であると考えています。

つきましては、再生肥料を製造する中間処理業者に対する現状把握のための Web 調査へのご協力をお願い申し上げます。調査結果は、様々な施策協議の場で肥料化に取り組む事業者の実態を示す資料として活用いたします。

※ ご回答は個社名が分からないように統計的に取り扱います。

※ 結果は連合会 Web サイトにて公開します。

### 2. 実施期間

令和 6 年 2 月 19 日(月)から 3 月 8 日(金)

### 3. 調査対象

再生肥料を製造する中間処理業者

### 4. 調査内容

別紙 2 のとおり

5. 回答方法 全産連 Web サイトのトップページ「最新情報」からパソコン等を用いて回答してください。

<https://www.zensanpairen.or.jp/>

### <問合せ先>

公益社団法人全国産業資源循環連合会 担当：日浦

Phone 03-3224-0811(代表) E-mail saisei\_chosa@zensanpairen.or.jp

(メールでの回答は受け付けできません。)



静産廃協 第 87 号  
令和 5 年 12 月 28 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一 様

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会  
会 長 岩間 雄一  
食品廃棄物部会長 簗 威頼

### 再生肥料を製造する中間処理業者への現状把握調査実施のお願い

当協会の事業運営等につきましては、日頃から、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

2050 年カーボンニュートラルに向けてサーキュラーエコノミーの動きが加速するなかで、農政分野では、令和 3 年に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」により、肥料の使用量に占める国内資源の利用の割合を 2030 年までに 40%に拡大することを目標として、肥料の国産化・安定供給確保に向けた具体的施策の検討が進められています。

今後、食品残さや下水汚泥などの有機性廃棄物由来の再生肥料については、更なる需要の拡大とともに再生製品の品質確保や安定的供給が求められるようになるため、産業廃棄物処理業者の役割や責任がなお一層重要になることが見込まれています。

一方、再生肥料を製造する産業廃棄物処理業者においては、有機系廃棄物の取扱実態や再生に係わる技術的情報などの資源循環に必要な情報が適切に共有されていないため、個々の事業者の判断で新たな政策的動きに対応せざるを得ないことが課題となっています。

産業廃棄物処理業者においては、今後、再生肥料に係る官民・動静脈一体となったサプライチェーン間の連携が課題となることから、再生肥料の製造に関する基礎的情報を把握し農政分野に対応する組織体制を整備していただくことが重要であると考えています。

つきましては、貴連合会において、各都道府県協会を通じて再生肥料を製造する中間処理業者に対する現状把握のための調査（別紙のとおり）を実施していただきたくお願い申し上げます。